

# 議会改革調査特別委員会調査報告書

## 1 調査事項

- (1) 議員定数について（平成20年9月2日調査終了）（別紙1参照）
- (2) 議員報酬について（平成20年9月2日調査終了）（別紙1参照）
- (3) 議会基本条例について

## 2 調査の経過

前記事件を調査するため、平成20年4月18日（第1回）から平成21年3月20日（第17回）にわたり当委員会を開いた。

### (1) 出席した委員

能見 勇八郎      横尾 正信      丸尾 行子      小谷 友信      藤原 敏信  
大田垣 強      佐藤 勝      吉田 富郎      安福 英則（議長）  
藤次 正三（平成20年11月4日から）

### (2) 欠席した委員

丸尾 行子      （平成20年7月4日、10月16日、11月7日）  
大田垣 強      （平成21年3月6日、3月20日）

## 3 調査の概要      別紙2のとおり

## 4 委員会の調査結果及び意見

### (3) 議会基本条例について

平成7年に地方分権推進法が制定されて以降、平成12年にはいわゆる地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担が制度上明確化され、地方自治体の権限は飛躍的に拡大したところです。

これら地方自治体の責任領域の拡大に伴う地方議会のあり方について、住民自治に根ざした地方分権を推進する上でも議会の活性化は必要不可欠で、その観点からしても、議会の組織、権能、運営のあり方について改めて検討することが地方議会にも求められています。

朝来市議会においても、地方自治法の改正にあわせ、会議規則の改正を行うなど、議会の活性化に取り組んできました。またさらに、議会運営のあり方について、議会運営委員会において、これまで検討がなされてきましたが、北海道栗山町議会基本条例の制定以降、議会内においても、議会基本条例の必要性について当時の議長及び議員から発議され、平成20年3月定例会において、当委員会が設置されたところでもあります。

これらを受け、当委員会は17回にわたり委員会を精力的に開催して、先進地の議会基本条例の調査、研究を行い、平成20年9月定例会において中間報告として素案を提示したところでもあります。その後、素案を基に条文の精査を行い、逐条解説も含め「朝来市議会基本条例（案）」を策定するに至りました。（別紙資料参照）

議会をより活性化し、市民の負託に応えるとともに、その責務である監視機能と政策立案機能の強化、充実を図ることにより、市民により身近で、市民に信頼され

る朝来市議会を目指すため「朝来市議会基本条例」の制定を強く望むところであります。

以上、朝来市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年3月30日

議長 安 福 英 則 様

議会改革調査特別委員会

委員長 能 見 勇八郎

(別紙1)

## 議会改革調査特別委員会調査中間報告書

### 1 調査事項

- (1) 議員定数について
- (2) 議員報酬について
- (3) 議会基本条例について

### 2 調査の経過

前記調査をするため、平成20年4月18日(第1回)から平成20年8月21日(第9回)にわたり委員会を開いた。

#### (1) 出席した委員

安福 英則    小谷 友信    太田垣 強    藤原 敏信    能見 勇八郎  
佐藤 勝    横尾 正信    丸尾 行子    吉田 富郎    坪内 一由(議長)

#### (2) 欠席した委員

丸尾 行子(7/4)

### 3 委員会の調査結果及び意見

#### (1) 議員定数について

行財政改革の視点、市の人口・面積を勘案し、近隣市町及び類似自治体の議員定数の動向を踏まえ、現行26人から6人減じて、次期選挙から20人とするのが望ましい。

#### (2) 議員報酬について

議員報酬については、原則として第三者機関の報酬等審議会に委ねるべきである。  
また、議員の費用弁償については、各議員の自宅から市役所までの距離に基づく交通費相当額を実費支給することが望ましい。

#### (3) 議会基本条例について

議会をより活性化し、市民の負託に応えるため議会基本条例は必要との判断に至った。それに基づき、当議会の経験を総括するとともに、先進自治体の条例等を比較検討し、第一次素案(別紙参照)を作成した。今後、関連条例等の整備を行い、さらに議論を深めるため、引き続き調査を行う。

以上、朝来市議会会議規則第45条第2項の規定により報告します。

平成20年9月2日

議長 坪内 一由 様

議会改革調査特別委員会

委員長 安福 英則

(別紙2)

【調査の概要】

特別委員会の付議事件は、(1)議員定数について、(2)議員報酬について、(3)議会基本条例についての3件で、調査期間は平成20年9月定例会までであった。

9月定例会(平成20年9月2日)において中間報告(別紙1)を行い、(1)及び(2)については、調査を終了するとともに、(3)議会基本条例については、平成21年3月定例会まで継続して調査を行うこととした。

会議等	年月日	調査内容	備考
第19回定例会	H20.2.26	議会改革調査特別委員会設置(定数9名) (委員長 安福英則 副委員長 小谷友信)	賛成多数
第1回委員会	H20.4.18	・委員会の進め方について 議員定数、議員報酬については、単に論じるのではなく、議会改革のあり方について意見交換する中で検討することとする。 議会基本条例については、先進地の議会基本条例を参考に、当委員会で素案づくりまで行うこととする。	
第2回委員会	H20.4.30	・議会基本条例の素案づくりの考え方を整理。 ・県内の議員報酬及び費用弁償にかかるデータ(事務局作成)に基づいて調査を行うとともに、費用弁償については「定額方式から実費方式へ」という考え方で検討することとする。	
資料配付	H20.5.2	事前資料として、栗山町、湯河原町、北名古屋市、伊賀市、出雲市の議会基本条例を委員に配付。	郵送
第3回委員会	H20.5.9	・栗山町議会基本条例を基本に、他市の条例と比較しながら、朝来市議会として必要な条文を精査。 ・(仮称)朝来市議会基本条例として素案づくりを決定する。	
第4回委員会	H20.5.28	・栗山町議会基本条例を基本に、他市の条例と比較しながら、朝来市議会として必要な条文を精査。 ・参考資料として伊賀市自治基本条例、京丹後市まちづくり基本条例を配付。 ・議員定数について意見交換を行う。 ・議員報酬について意見交換を行う。	
資料配付	H20.6.10	事前資料として、前回の委員会で精査し、作成した朝来市議会基本条例(たたき台)を配付。	全議員
第5回委員会	H20.6.13	・朝来市議会基本条例(たたき台)により、条文ごとに精査。	

会議等	年月日	調査内容	備考
勉強会	H20.7.3	・北海道栗山町議会議員(4名)が合併問題について視察来市されたことにあわせ、議会基本条例についての意見交換を行う。	5名参加
第6回委員会	H20.7.4	・前日の栗山町議会議員との意見交換について、参加委員から報告を受ける。 ・朝来市議会基本条例(たたき台)により、条文ごとに精査(一部修正を加える)。 ・議員報酬(費用弁償)について、意見交換を行う。 ・議員定数について意見交換を行い、アンケートを実施することとする(次回までに案を作成)。	
第7回委員会	H20.7.15	・朝来市議会基本条例(たたき台)により、条文ごとに精査(一部修正を加える)。 ・議員定数について、アンケート(案)(事務局作成)について意見交換を行ったが、9月定例会において、報告・条例提案をすることに決定したため、アンケートについては実施を中止とする。 ・議員報酬(費用弁償)については、議員数に応じた報酬総額データ(事務局作成)を基に、常任委員会の数も含めた意見交換を行い、費用弁償については実費弁償とすることで意見集約。 ・次回委員会までに各会派持ち帰り協議を依頼。	
第8回委員会	H20.7.24	・議員定数について、各会派での意見を発表、意見交換を行った後、定数を減じることで決定(賛成多数)し、9月定例会において「現行26人から20人」とする条例(案)を発議として行うことに決定する。(賛成多数のため議員発議とする。) ・日本共産党議員団から議会基本条例(草案)が提出され、意見交換を行う。	
第9回委員会	H20.8.21	・前回提出された日本共産党議員団の議会基本条例(草案)について意見交換。 ・委員会の調査期間は9月定例会までであるが、議会基本条例については、条例(案)を策定するまで委員会を継続することで意見集約(全会一致)。 ・委員会中間報告(案)を精査。資料1として、委員会の条例たたき台、資料2として、日本共産党議員団の条例草案を配付することとする。	
第22回定例会	H20.9.2	・議会改革調査特別委員会中間報告(議員発議により定数条例発議:原案可決)	賛成多数

会議等	年月日	調査内容	備考
第22回定例会	H20.9.30	・議会基本条例について、平成21年3月定例会まで調査期間の延長を申し出る(異議なしで決定)。	
第10回委員会	H20.10.16	・委員会(案)を第1案、日本共産党議員団草案を第2案として、条文の比較検討を行い、新たに条例(案)を作成することとする。	
第23回臨時会	H20.11.4	・役員改選により、安福委員長が議長に就任のため正副委員長交代、委員の補充(藤次正三) (委員長 能見勇八郎 副委員長 横尾正信)	
第11回委員会	H20.11.7	・前回に引き続き、第1案と第2案について、条文を比較検討、新たに調整案作成する。	
資料配付	H20.11.7	・1案と2案の調整案を配付	全議員
第12回委員会	H20.11.25	・調整案について意見交換、条文精査(一部修正)	
資料配付	H21.1.9	・調整案(一部修正案)を配付	全議員
第13回委員会	H21.1.16	・調整案について意見交換、条文精査(一部修正) ・前文素案(委員長案)を配付、次回の委員会までに各自精査することとする。	
第14回委員会	H21.1.27	・日本共産党議員団より調整案に対する修正案が提出され、調整案について一部修正。 ・朝来市分権型社会システム検討懇話会中川委員長と意見交換(議会基本条例の見解を聞く)	
第15回委員会	H21.2.2	・前回の分権型社会システム検討懇話会中川委員長との意見交換を受けて、調整案について一部修正し、委員会条例(案)とする。 ・委員会条例(案)について、市法制審議会の意見を求めることとする。	
調整	H21.3.2 H21.3.3	・市法制審議会開催、出席(事務局)	
資料配付	H21.3.4	・委員会条例(案)と法制審議会の意見比較表配付	全議員
第16回委員会	H21.3.6	・市法制審議会での意見を報告(事務局) ・委員会条例(案)を一部修正	
資料配付	H21.3.10	・逐条解説(事務局案)を配付	全議員
第17回委員会	H21.3.20 (祝日)	・日本共産党議員団から修正案が提出され、委員会条例(案)を一部修正した上で、委員会条例(案)を採決、全会一致で決定する。(委員会発議に決定) ・委員会まとめ(調査終了とする。)	

※特別委員会の資料については、委員会終了後、毎回、全議員に配付。